

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成27年度)

部等名 農林水産部
課名 村づくり計画課

公社等名 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	土地改良専門技術者調査報告書作成業務	調査、報告	710	○			本業務は100万円未満の委託業務であり、沖縄県財務規則第137条の2で定める額を超えず、沖縄県内で各種の土地改良専門技術者がすべて在籍しているのは当該団体のみであり、特に換地業務に関する業務を実施しているのは県内で当該団体のみであるため。			村づくり計画課
2	経済効果諸係数算定業務	諸係数算定業務	950	○			当該団体は全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており農業農村整備事業における経済効果算定データ収集を行うのに有利であるため。			村づくり計画課
3	平成27年度補助版標準積算システム10月基礎単価入力作業委託業務	基礎単価入力業務	1,220		○		農林水産省の農業農村整備標準積算システム(RIEASA)の使用許諾を受けている2者から見積書を徴し、最低価格を提示した左の者を選定した。			村づくり計画課

4	水利施設ストックマネジメントシステム開発業務	システム開発業務	20,088	○		農業水利施設の施設診断にかかる情報、これを踏まえた機能保全対策に係る情報、経年的な施設にかかる情報等を一元的に蓄積、管理するシステムの構築にあたって、沖縄県土地改良事業団体連合会が所有する水土里情報システム(GIS)を基盤とすることで、開発費用の低減及び本業務の迅速且つ効率的な遂行が可能となる等の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会を契約相手先に選定した。		村づくり計画課
5	平成27年度地域水源活用調査業務	調査業務	972	○		本業務は100万円未満の委託業務であり、沖縄県財務規則第137条の2で定める額を超えない。また当該団体は、「平成25年度地域水源利活用調査・検討業務」を受注しており、その成果も妥当であったこと、独自で地下かんがいの実験ほ場を用いて作物の生育・収量調査、日消費水量調査等を行い地下かんがいの調査研究を進めており、本業務を進める上で必要な研究データを有しているとの理由により、相手方に選定した。		村づくり計画課
6	補助版標準積算システム平成28年4月基礎単価入力作業委託業務	基礎単価入力業務	1,263	○		農林水産省の農業農村整備標準積算システム(RIEASA)の使用許諾を受けている2者から見積書を徴し、最低価格を提示した左の者を選定した。		村づくり計画課

7	平成27年度イネヨトウ用交信かく乱剤配置地図作成業務	配置地図及び記録媒体の作成	3,369	○		沖縄県土地改良事業団体連合会は、水土里情報システムを開発・運営していることから、正確な情報を基に短時間に県が求める地図作成業務を行えるものと考えられ適当である。他の業者が業務を請け負う場合、地図作成に当たり、農地の情報収集から行わなければならない、また、情報には個人情報も含まれることから、公益法人としての位置づけである沖縄県土地改良事業団体連合会が適当な団体であると判断した。		営農支援課
8	平成27年度沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業	農業環境コーディネーター育成プログラム及びコーディネーター組織の運営モデル作成	9,612	○		平成27年度は、平成26年度に作成したマニュアルを用い、農業環境コーディネーター育成プログラム及びコーディネーター組織運営モデルを各現場で検証し、問題や課題をフィードバックし、マニュアルの精度向上を図っていくため、引き続きマニュアルを作成した共同企業体との随意契約とした。		営農支援課
9	沖縄県農業用ため池管理状況調査委託業務	調査業務	3,348	○		本業務においては、県内全域の航空写真と地籍情報を一元化したシステムが必要である。当該団体は、これらのシステムを保有し、業務を効率的かつ経済的に実施することができる。		農地農村整備課

10	喜屋武第3地区換地業務	換地業務	1,404	○		換地業務は、土地改良法第52条第4項及び同法施行令第48条の4、同法施行規則第43条の2の3から第43条の2の8までの規定により、土地改良換地士(国家試験合格者)の資格者でなければならない規定があり、沖縄県土地改良事業団体連合会は土地改良換地士や土地改良専門技術者など、当該事業の遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、本業務のよい適性で円滑な執行ができる。本県において沖縄県土地改良事業団体連合会以外では土地改良の換地業務を行っていない。			南部農林土木事務所
11	喜屋武第3地区換地業務(その2)	換地業務	324	○		換地業務は、土地改良法第52条第4項及び同法施行令第48条の4、同法施行規則第43条の2の3から第43条の2の8までの規定により、土地改良換地士(国家試験合格者)の資格者でなければならない規定があり、沖縄県土地改良事業団体連合会は土地改良換地士や土地改良専門技術者など、当該事業の遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、本業務のよい適性で円滑な執行ができる。本県において沖縄県土地改良事業団体連合会以外では土地改良の換地業務を行っていない。			南部農林土木事務所

12	読谷村瀬名波地区 権利関係調査業務	調査業務	1,944	○			本業務は事業採択後の換地業務を見据えて行う調査であり、換地に関する業務を実施しているのは県内では同連合会のみであるため。			中部農林土木事務所
13	うるま地区測量・設計委託業務	測量・設計業務	853	○			同連合会は、本業務の対象地区であるうるま地区に隣接するH23うるま地区の設計を受注、実施していることから、地域及び地形等を熟知している。同連合会に委託することで、適正かつ円滑な業務の履行が期待できるため。			中部農林土木事務所
14	読谷中部地区計画 変更資料作成業務	変更資料作成業務	648	○			本業務は事業計画書に当初規定していない換地計画を追加し事業計画を変更するものであり、換地に関する業務を実施しているのは県内では同連合会のみであるため。			中部農林土木事務所
15	小浜地区積算参考 資料作成業務	積算業務	597	○			・沖縄県土地改良事業団体連合会は当該業務遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、正確性、信頼性及び迅速な業務遂行が期待できる。 ・本業務には、積算業務も含まれており農林水産部が運用している積算システムとリンクできる積算システムは当会にしかなく他社との競争入札に付することは適さない。			北部農林水産振興センター
16	宮古島市松原南地区 換地業務	換地業務	896	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

17	宮古島市西新生地区換地業務	換地業務	1,501	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
18	宮古島市イリノソコ地区換地業務	換地業務	1,522	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
19	宮古島市地盛南地区換地業務	換地業務	1,177	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
20	宮古島市松原地区換地業務	換地業務	2,019	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
21	宮古島市上地南地区換地業務	換地業務	1,274	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
22	宮古島市村越地区換地業務	換地業務	2,700	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
23	宮古島市西原第3地区換地業務	換地業務	1,965	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
24	宮古島市西原第1(Ⅱ期)地区換地業務	換地業務	38,124	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
25	宮古島市西原第4地区権利関係調査委託業務	換地業務	939	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
26	宮古島市加治道地区換地業務	換地業務	216	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
27	宮古島市福嶺南地区換地業務	換地業務	3,132	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

28	宮古島市洲鎌地区 換地業務	換地業務	17,604	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
29	宮古島市新城西地区 換地業務	換地業務	14,148	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
30	砂川地区事後評価 資料作成業務	資料作成業務	918		○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内であるため(地自令167の2-1-1)		宮古農林水産振興センター
31	多良間村カヅジョウ 地区換地業務	換地業務	3,920	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
32	宮古島市長南地区 換地業務	換地業務	13,878	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
33	宮古島市ウヅラ嶺 地区換地業務	換地業務	3,164	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
34	宮古島市増原地区 換地業務	換地業務	2,937	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
35	宮古島市狭間地区 換地業務	換地業務	3,888	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
36	宮古島市山底地区 換地業務	換地業務	3,099	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
37	宮古島市西中底原 地区換地業務	換地業務	4,687	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
38	宮古島市上区西地 区換地業務	換地業務	2,851	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター

39	宮古島市福地他2 地区換地業務	換地業務	939	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
40	西新生地区修正設 計業務(H27-1)	換地業務	961	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
41	洲鎌地区農道台帳 作成業務	農道台帳作成業務	2,095	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
42	松原地区農道台帳 作成業務	農道台帳作成業務	2,484	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
43	上地南地区農道台 帳作成業務	農道台帳作成業務	1,242	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
44	西原第1地区農道 台帳作成業務	農道台帳作成業務	3,920	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
45	平成27年度土地改良事 業積算参考資料作成委 託業務	積算業務	853	○			本業務は、宮古島圏域における設計・積算業務の統一を図り、発注業務を簡素化するため、積算体系ツリー等のモデル作成を目的とするものである。沖縄県土地改良事業団体連合会は、沖縄県の使用している積算システム(標準積算システムVer.3)の利用が県内で唯一可能な団体であるため。			宮古農林水産振興センター
46	地盛南地区農道台 帳作成業務	農道台帳作成業務	1,242	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター

47	南帆安地区設計委託業務	設計業務	918	○			本業務は、過去に整備した法面、排水路、浸透池等について、豪雨による被害を軽減するための再検討を行うとともに、既に受けた被害を復旧するための設計業務である。連合会は、設計対象範囲の設計業務を過去に受託しているため、迅速に対応でき、経済的に有利であるため。			八重山農林水産振興センター
48	石垣市大座地区換地業務	換地業務	410	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター
49	米節東地区経済効果算定資料作成業務	経済効果算定資料作成業務	907	○			本地区の土地改良事業計画を実施しており、また現地測量、調査及び実施設計等も行っているため、現況調査費、変更計画書作成の経費が軽減でき、経済的に有利であるため。			八重山農林水産振興センター
50	与那国町島仲地区換地業務	換地業務	4,482	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター
51	与那国町南帆安地区換地業務	換地業務	874	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター

52	竹富町与那良原地区換地業務	換地業務	1,566	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター
53	南帆安地区調査及び積算参考資料作成委託業務(H27-1)	積算業務	3,186	○			本業務で調査を行う浸透池の実施設計を受託しているため、現地踏査、過年度業務資料確認を省略でき、経済的・工期的に有利であるため。			八重山農林水産振興センター
54	満田原地区用地調査委託業務	調査業務	2,430	○			土地改良換地士を多数有し、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施しているため、適正かつ円滑な業務の執行ができる。また、八重山管内にて本業務を実施可能なコンサルタントが連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター
合計			202,370	51	3	0		0		